

香美市地域電子マネー「kamica」利用規約

（本規約の目的）

第1条 本規約は、香美市（以下「発行者」という。）が発行する地域電子マネーkamicaの利用者に提供する加盟店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

（用語の定義）

第2条 本規約において、次の用語はそれぞれ次に定める意味を有するものとします。

- (1) 「kamica」とは、発行者が発行する地域電子マネーで、前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に基づいた仕組み）の方法による金銭的価値を証するもので、利用者が本規約及び発行者が別途定める規約等の条件に従い、加盟店において kamica 使用取引の決済に使用できるものをいいます。
- (2) 「kamica カード」とは、kamica の発行及び利用のために発行者が利用者に交付する、kamica の残高等を記録するカードをいいます。
- (3) 「利用者」とは、本規約に同意して、kamica の発行を受けた個人をいいます。
- (4) 「加盟店」とは、本規約に同意し発行者に加盟を申込み、審査のうえ発行者が加盟を承認した法人又は個人で、利用者と kamica 使用取引を行い、その結果として発行者に対して kamica 使用取引による売上金額相当の売掛債権を取得するものをいいます。
- (5) 「kamica 使用取引」とは、利用者が加盟店において、kamica と引き換えに、商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- (6) 「チャージ」とは、発行者が定める方法で kamica カードに kamica を加算することをいいます。
- (7) 「ポイント」とは、kamica 又は現金での支払い金額に応じて付与し、又は支払いに利用できるポイントのことをいいます。

（加盟店での kamica の利用）

第3条 利用者は、kamica 使用取引の決済に kamica を利用することができます。ただし、商品券その他の金券類、kamica 以外の電子マネー、その他加盟店が別途定める一部商品については、利用できません。

- 2 利用者は、kamica 使用取引の決済に kamica を利用した場合は、kamica の残高（以下「kamica 残高」という。）から kamica 使用取引の決済額を差し引くことにより、金銭にて支払う場合と同様の効果が生じるものとします。
- 3 利用者は、加盟店において kamica 使用取引を行う場合、発行者の定める方法により、現金その他の支払方法と kamica による支払方法を併用することができるものとします。
- 4 利用者は、kamica を利用した場合は、発行するレシートに印字される kamica 残高に、誤りがないかを確認するものとします。万が一、誤りがある場合には、その場で加盟店に申し出るものとします。
- 5 利用者は、kamica 使用取引を行った場合で、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が

発生したときは、利用者と加盟店の間で解決するものとします。

(kamica の発行)

第 4 条 利用者は、加盟店にて 1,000 円単位で kamica の発行を受けることができます。

2 kamica カード 1 枚の発行上限額は、100,000 円とします。

(kamica が利用できない場合)

第 5 条 利用者は、次のいずれかの場合においては、その期間において、kamica の発行を受けること、kamica 使用取引を行うこと、又は kamica 残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。

(1) 発行者の責によらない kamica を提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合

(2) 加盟店の責によらない kamica カードの破損、加盟店の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合

(3) 保守管理等のために kamica を提供するシステムの全部又は一部を休止する場合

(4) その他やむを得ない事情による場合

2 前項各号の場合において、kamica を利用することができないことにより利用者に生じた不利益又は損害については、発行者及び加盟店は一切の責任を負わないものとします。

(払戻しの禁止)

第 6 条 利用者は、発行された kamica について、原則、払戻しを受けることはできません。ただし、利用者のやむを得ない事情により、kamica の利用が著しく困難となったと発行者が判断する場合は、例外的に払戻しを受けることができます。

2 前項ただし書きに該当する場合の払戻し手続きについては、発行者が対応します。

(kamica の有効期限)

第 7 条 kamica の有効期限は、利用者が加盟店で kamica を最後に利用(支払い又はチャージ)した日より 4 年とします。

2 前項の規定にかかわらず、香美市の事業に合わせて発行される kamica の有効期限は、発行する都度、発行者が定めるものとします。

3 残高の有無に関わらず、有効期限を過ぎた場合は、kamica 残高はゼロとなります。

(kamica の利用停止)

第 8 条 発行者は、利用者が次のいずれかに該当した場合は、当該利用者に対して事前通知又は催告をすることなく、kamica の利用を停止することがあります。

(1) 利用者が本規約に違反したとき

(2) 利用者が kamica の利用者として不相当と発行者が判断したとき

(反社会的勢力の排除)

第 9 条 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを発行者又は加盟店に対して確約し、表明するものとします。

(1) 暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業の従業員並びにその関係者、総会屋等及びその共生者

(2) その他前号に準ずる者

- 2 発行者又は加盟店は、利用者が前項に定める事項に違反した場合若しくは違反しているおそれがあると発行者又は加盟店が判断した場合は、利用者に何ら催告をせず直ちに kamica の利用を停止することができるものとし、当該 kamica 残高は失効するものとします。併せて、発行者又は加盟店は、これにより被った損失、損害、費用等の賠償を利用者に対し請求できるものとします。

(kamica の終了)

第 10 条 発行者又は加盟店は、社会情勢の変化、法令の改廃その他発行者又は加盟店の都合により、事前に告知のうえ、kamica の発行又は利用を終了する場合があります。

(kamica カードの紛失又は汚損、破損時の再発行等)

第 11 条 kamica カードを紛失し、又は汚損、破損（以下「紛失等」という。）し、kamica が利用できない場合は、発行者にて再発行します。その際、紛失等をした kamica カードのカード番号が把握でき、かつ利用者と再発行希望者の本人確認ができた場合には、kamica 残高及びポイント残高を再発行後の kamica カードに引き継ぎます。

- 2 発行者及び加盟店は、紛失等により生じた利用者への損害について、一切の責任を負わないものとします。また、kamica カードを第三者が利用した場合も同様とします。
- 3 発行者及び加盟店は、紛失等により kamica 残高又はポイント残高が有効期限を過ぎたとしても、一切の責任を負わないものとします。

(kamica カードの安全管理及び不正利用等への対応)

第 12 条 利用者は、kamica カードを注意をもって保管し、本カードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能なすべての措置を常に講じるものとします。

- 2 利用者は、kamica カードを紛失し、又は盗難に遭った場合、不正使用の可能性がある場合又は本カードに関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合は、直ちに発行者まで届け出るものとします。
- 3 発行者は、kamica カードの盗難、紛失、第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合は、本カードの利用を停止することがあります。
- 4 発行者は、利用者に対し、kamica カードの紛失、盗難又は不正使用について書面による詳細の報告を求めることがあり、この場合には、利用者は当該求めに協力するものとします。
- 5 利用者が、kamica カードを紛失、盗難等により第三者に本カードが使用された場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとします。

(業務委託)

第 13 条 発行者は、本規約に基づき発生する自己の業務について、その一部を第三者に委託することができるものとします。

(損害賠償)

第 14 条 発行者の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合において、発行者の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点において利用者が保有する kamica の利用可能残高に限られるものとし、間接損害、特別損害及び逸失利益については、予見可能性の有無を問わず、発行者は損害賠償責任を負わないものとします。ただし、発行者に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

- 2 利用者は、本規約に違反したことにより、発行者、加盟店、他の利用者又はそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとします。
- (規約の変更)

第 15 条 発行者は、本規約を変更することができるものとします。

- 2 本規約を変更する場合、発行者はあらかじめ利用者に対して、発行者の定める方法により変更内容を告知するものとします。当該告知から 7 日が経過した後に、利用者が kamica を利用したときは、発行者は利用者が当該変更内容を承諾したものとみなします。

(準拠法及び裁判管轄)

第 16 条 本規約に関する準拠法は、すべて日本国法とします。

- 2 発行者と利用者の間で訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じ、被告の所在地を管轄する裁判所を簡易裁判所又は地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。